

北九州市動物愛護センターの犬・ねこ保護管理等業務 公募説明書

1 当該公募の趣旨

本業務については、狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律、並びに北九州市動物の愛護及び管理に関する条例等に基づき、北九州市保健福祉局保健衛生部動物愛護センター（以下「動物愛護センター」という。）における犬・ねこの捕獲・保護・管理等を円滑に実施するため、特定の者を相手方とする契約手続きを行う予定としているが、当該特定の者以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を求める公募を実施するものである。

公募の結果、応募がない場合、応募があっても3の応募要件を満たすと認められる者がいない場合は、特定の者との随意契約の手続きに移行する。

なお、3の応募要件を満たすと認められる者がいる場合は、指名競争入札又は企画競争を実施する。

2 ~~業務概要~~

(1) 業務名 北九州市動物愛護センターの犬・ねこ保護管理等業務

(2) 業務の詳細な説明

【概要】

狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律、並びに北九州市動物の愛護及び管理に関する条例（以下「条例」という。）等に基づき、動物愛護センターにおける犬・ねこの捕獲・保護・管理等を行うもの。

【業務内容】

- ① 犬の捕獲
- ② 捕獲おりの設置、見回り及び捕獲犬の回収
- ③ 犬の薬物捕獲の補助
- ④ 傷病犬、迷い犬、捨て犬その他不用犬等の出張引き取り
- ⑤ 不用ねこの出張引き取りその他ねこに関する苦情処理
- ⑥ 犬及びねこの抑留及び飼養
- ⑦ 犬及びねこの処分（殺処分、譲渡）及び焼却
- ⑧ 焼却炉・焼却室・処分室・子犬室・ねこ舎・犬舎等の清掃及び管理
- ⑨ 死亡ペットの焼却に関する業務
- ⑩ ふれあい用子犬等の飼養に関する業務
- ⑪ 譲渡用犬等の飼養に関する業務
- ⑫ その他、北九州市（以下「市」という。）が指示する業務

【業務要領】

- ① 勤務に関すること

- ・ 人員の配置：市からの連絡に即応できるよう、市が指定する人数及び責任者を動物愛護センターに常駐しておくこと。
 - ・ 勤務時間：午前 8 時 30 分から午後 5 時まで
ただし、勤務時間外であっても市からの指示に即応できる人員・体制を整えておくこと。
 - ・ 休務日：動物愛護センターに勤務する市職員の週休日及び休日と同じ。
~~また、8 月 13 日から 8 月 16 日までは休務日とする。~~
- ② 犬の捕獲に関すること
- ・ 通常捕獲：条例第 19 条第 2 項に規定する捕獲
 - ・ 苦情処理捕獲：市の指示に基づく捕獲
 - ・ 捕獲の方法：針金輪かけ捕獲、おり捕獲、その他の捕獲
（「おり捕獲」と「その他の捕獲」は、市の指示により行う）
- ③ 捕獲おりの設置、見回り、えさの取替え及び捕獲犬の回収に関すること
- ・ 市の指示により、捕獲おりの設置、えさの取替え及び捕獲犬の回収等を速やかに行き、事後見回り等を常時行うとともに適切な管理を行うこと。
- ④ 薬物捕獲の補助に関すること
- ・ 薬物捕獲にあたっては、市の指示により現場での薬物服用犬の回収作業を行う。
- ⑤ 傷病犬、迷い犬、捨て犬その他の不用犬等の出張引き取り及び不用ねこの出張引き取りその他ねこに関する苦情処理に関すること。
- ・ 市の指示に基づき引き取り及び回収を行うものとする
- ⑥ 犬及びねこの抑留及び飼養
- ・ 市の指示する期間、抑留及び飼養を行うものとする
- ⑦ 犬及びねこの処分（殺処分、譲渡）及び焼却
- ・ 殺処分は、動物愛護センターの炭酸ガス処分機によるものとする。なお処分機の取り扱いは受託者が行うものとする。
 - ・ 焼却は、動物愛護センターの焼却炉によるものとし、焼却灰は市の指示により処理する。なお、焼却炉の取り扱いは受託者が行うものとする。
- ⑧ 焼却炉・焼却室、処分機・子犬室・ねこ舎・犬舎等の清掃及び管理に関すること。
- ・ 焼却炉・焼却室、処分機・子犬室・ねこ舎・犬舎等の清掃及び管理を行うこと。
- ⑨ 死亡ペットの焼却に関すること
- ・ 市民が動物愛護センターに持ち込んだペットの死体を市民から受け取り、冷蔵庫等へ搬入し、焼却するまでの一時保管の間、その管理を行う。
 - ・ 焼却の前に危険物等の混入を防止するため、死体等を確認する。
 - ・ 死体の焼却は、⑦に準じて行う。
- ⑩ ふれあい子犬等の飼養及び譲渡用犬等の飼養に関すること

- ・給餌、給水その他飼養に必要な業務を行う。

【その他】

委託業務に必要な車両の購入及び修繕器材・消耗品等の購入は、受託者の負担とする。

(1) 基本的要件

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

イ 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成 7 年北九州市規則第 11 号）第 6 条第 1 項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

ウ ~~有資格業者名簿において「A」又は「B」の等級に格付けされていること、及び有資格業者名簿に記載されている本店所在地又は受任地が北九州市内であること。~~

エ 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

(2) 基本的要件以外の要件

ア 当該業務を適正に実施するために必要な業務経験、事業実績を備えていること。これらを確認するため、以下の書類を提出すること。

- ・法人登記簿謄本
- ・定款、規約、寄附行為これらに類する書類
- ・法人団体の事業概要書、事業実績書

4. 手続き等

(1) 契約担当課（問い合わせ先）

住所 北九州市小倉北区西港町 24 番地の 7

担当課名 北九州市保健福祉局保健衛生部動物愛護センター

電話番号 093-581-1800 FAX 番号 093-582-8852

(2) 説明書に対する質問受付及び回答

ア 受付期間

令和 ~~36~~ 年 ~~12~~ 月 ~~415~~ 日 ~~9時30分~~ から令和 ~~63~~ 年 ~~12~~ 月 ~~2918~~ 日（閉庁日を除く。）の毎日、
8時30分から 17 時まで。

イ 質問方法

質問票（所定様式）を使用し、FAX（093-582-8852）にて上記受付期間内に提出のこと。

書式変更：インデント：左 0 字，最初の行：5 字

- ウ 受付担当課
 - (1) に同じ。
- エ 回答
 - 原則として受付担当課から FAX で回答する。
- (3) 参加意思確認書の提出期間、場所及び方法
 - ア 提出期間
 - 令和 36 年 12 月 5-16 日から令和 36 年 13 月 1-9-1 日まで（閉庁日を除く。）の毎日、
98 時 30 分から 12 時まで、~~13 時から~~ 17 時まで。
 - イ 提出場所
 - (1) に同じ。
 - ウ 提出方法
 - 応募者は、別紙「参加意思確認書」に応募要件を満たすことを証する書類を作成添付し、提出期限までに直接持参すること。
- (4) その他
 - ア 参加意思確認書が提出期限までに到達しなかった場合は、その後到達しても参加意思確認書の提出を無効とする。
 - イ 参加意思確認書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
 - ウ 提出された参加意思確認書及びその関係書類は返却しない。
 - エ 提出された参加意思確認書は、審査以外提出者に無断で使用しない。
 - オ 参加意思確認書に虚偽の記載をした場合は、参加意思確認書の提出を無効とする。
 - カ 参加意思確認書を提出した者は、提出した書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
 - キ 予算その他本市の事情により、当該公募手続の中止又は当該手続により行うこととなった当該業務委託の指名競争入札又は企画競争を中止する場合がある。
 - ク 参加意思確認書を提出した者に対し、審査結果を通知する。
 - ケ クの通知で、応募要件を満たさないとされた者は、通知をした日の翌日から起算して 7 日以内に、書面により、北九州市保健福祉局保健衛生部動物愛護センター所長に対して、応募要件を満たさないとされた理由について説明を求めることができる。